

◆シンポジウム「地域で防ごう消費者被害in大阪」のご案内

高齢者の方の消費者トラブルが増加しています。電話勧誘によるものや訪問販売によるものが目立ちますが、架空請求やインターネット通販などのトラブルも少なくありません。また、最近では、オレオレ詐欺や還付金詐欺が急増しています。

一人暮らしや夫婦のみの世帯の方が増えていくなか、消費者被害の予防と救済のための地域での取組が重要になってきています。

このシンポジウムでは、これからの消費者被害の予防と救済のあり方を考え、大阪府内での様々な取組を紹介していきます。皆さまもぜひ、ご参加ください。

【開催日時】 2017年3月25日(土曜日) 13:00~16:30

【場所】 [大阪弁護士会館](#) 2階203・204会議室

【最寄駅】 京阪中之島線「なにわ橋」下車(出口1から徒歩約5分)
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車(1番出口から徒歩約10分)
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車(26号階段から徒歩約7分)
JR東西線「北新地駅」下車(徒歩約15分)

【参加費】 無料

【申込】 不要

【その他】 一時保育サービスあり(要予約・無料)

対象:原則、首がすわっている乳児~未就学児

時間:シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

※ ご希望される方は、3月15日(水曜日)までに電話(06-6364-1227)でお問い合わせください。また、申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

日本弁護士連合会 人権第二課 電話番号:03-3580-9507

大阪弁護士会 委員会部人権課 電話番号:06-6364-1227

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

受付時間：10時~17時(年末年始を除く、毎日)

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります



消費生活相談窓口

メインキャラクター
エルちゃん

